

別表（第2条関係）

種目	品目	対象者	性能	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）	褥（じよく）瘡（そう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000
	便器（手すり取付け可）	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450
	頭部保護帽	重度又は最重度知的障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	革 12,768 プラスチック 30,870
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能に障害を有するもの	歩行の補助をできるもので、T字状・棒状のものとする。	木製 2,266 軽金属製 3,090
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000
	特殊便器	上肢障害2級以上の者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200

種目	品目	対象者	性能	基準額 (円)
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500
	自動消火器	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400
	視覚障害者用誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とするもの	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	56,000
	トイレチェア	頸(けい)髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	81,000
	車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する者	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合において、車椅子に乗ったままの状態での昇降が可能なもの	260,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌(かん)流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
情報・通信支援用具		視覚障害2級以上の者又は上肢障害2級以上の者	情報機器に付属する周辺機器やソフト等であり、視覚障害者が音声を認識できるものや、文字等を拡大できるもの又は上肢機能障害者が操作できるもの	100,000

種目	品目	対象者	性能	基準額 (円)
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の者)であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500
	点字器	視覚障害者であって、必要と認められるもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	標準型A 10,712 標準型B 6,798 携帯用A 7,416 携帯用B 1,699
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの又は音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	再生専用機 35,000 録音再生機 85,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800
	視覚障害者用拡大図書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300 音声時計 13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900
	人工喉頭	音声機能障害者(喉頭摘出者)であって、必要と認められる者	気管孔につけることにより、発声ができるもの	笛式 5,150 電動式 72,203
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書価格
	文字放送ラジオ	聴覚障害者であって、文字による情報を必要とするもの	F M文字多重放送の受信が可能なもの	23,000

種目	品目	対象者	性能	基準額 (円)
排泄 (せつ) 管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ	ぼうこう・直腸機能障害者であって、腹部に排泄 (せつ) 口を増設している者又は脳性麻痺 (ひ) 等脳原生運動機能障害により排泄 (せつ) の意思表示が困難な者	腸管のストマや尿路変更のストマを増設した者が、排便・排尿の際に必要なもの	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639 紙おむつ 12,000
	尿管器	脊髄損傷等により排尿障害があり、常時失禁のある者	排尿される尿を漏れないよう、身体に固定したビニール袋にためるもの	男性用普通型 7,931 男性用簡易型 5,871 女性用普通型 8,755 女性用簡易型 6,077
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る。) を有する者であって、障害等級3級以上のもの (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。